

## 外国送金等外為取引をご利用のお客さまへ

当行では、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）や「米国OFAC規制」等を遵守するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止する態勢強化に取り組んでおります。

つきましては、ご依頼を受けた外国送金等が「外為法」における規制取引および「米国OFAC規制」の対象取引に該当しないことの申告をいただくとともに、送金内容のご説明や資料のご提供をお願いしておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

当行からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 1. 「外為法」に基づく支払等規制について

お客さまのお取引が以下の規制に該当しない事をご確認いただき、当行に対しご申告下さい。

1. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入または仲介貿易取引</li> <li>・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引</li> </ul>
2. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払</li> <li>・ 北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質的支配下にある法人・団体への支払（※）</li> </ul>
3. 北朝鮮・イランの「資金使途規制」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的の取引</li> <li>・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的の取引</li> </ul>
4. 「資産凍結等経済制裁対象者」への支払等規制
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テロリスト等、外務省告示により指定された個人・団体への支払</li> </ul> <p>なお、本措置の対象としてロシアおよびベラルーシの団体が指定されていますが、これらの団体により株式の総数または出資の総額の50%以上を直接所有されている団体も措置の対象となります</p>

※お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、またお取引相手の主な株主や取締役等に北朝鮮居住者（個人・法人）がいないことをご確認のうえ「外国送金申込書兼告知書」のお客様申告欄にチェックをお願いします。

※お申込に際しましては、以下のように実際のお取引の内容が確認できる資料のご提供をお願いします。

## 【資料の例】

送金目的	貿易	請求書（インボイス）、原産地証明書、船荷証券
	投資	投資に関する契約書 等
	不動産購入	売買契約書 等
	学費・医療費	請求書、在学や入通院を確認できる資料 等
受取人との関係	家族・親族	戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書 等
送金原資	給与	給与明細、源泉徴収票、雇用契約書 等
	販売代金	契約書等の取引に係る書類 等

## 2. ロシア等への経済制裁措置について

ウクライナ情勢をめぐる外為法に基づく措置の概要は以下のとおりですが、随時更新されております。必ず最新の情報をご確認のうえ、規制に該当しないことをご申告下さい。

各種禁止措置（輸出入・対外直接投資・証券の発行等・技術サービスの提供）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ロシア及びベラルーシ向け特定品目の輸出、ロシア及びベラルーシの特定団体への輸出</li><li>・ロシアからの一部品目の輸入（アルコール飲料、木材等）</li><li>・ウクライナ（2 共和国（自称）を原産国及び仕向地とする場合に限り）との輸出入</li><li>・ロシアに対する新規の対外直接投資</li><li>・ロシア政府及びロシアの特定銀行が発行した証券の取得・譲渡、等</li><li>・ロシア及びベラルーシ向け特定品目の技術提供、ロシア及びベラルーシの特定団体への技術提供、ロシア向け特定サービスの提供</li><li>・上限を超える価格で取引されるロシア産原油、石油製品に係る資本取引</li></ul>

## 3. 「米国 OFAC 規制」について

米国財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体について取引禁止や資産凍結等の措置を講じています。

OFAC 規制は米国人・米国法人（米国金融機関含む）・米国居住者に適用されるものですが、外為取引の多くは米国銀行やその他の銀行の在米拠点を經由して行われるため、万が一、お客さまから受付した取引が OFAC 規制の対象であったり、そのおそれが高いとみなされた場合、処理が円滑に進まない、資金が凍結されるなどの支障が発生します。また、その後のお客様の取引に不都合が生じるなどの可能性もあります。つきましては、以下の取引に該当しないことを十分ご確認のうえ、ご依頼下さい。

米ドル建	次の 1、2 のいずれかに該当する取引 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取引の関係者（※1）の所在地や関係国等（※2）に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている</li><li>2. 取引の関係者に米国政府が特定する、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織、核拡散防止上問題のある個人・法人などが含まれている</li></ol>
米ドル建以外	上記 1、2 のいずれかに該当し、かつ次に該当する取引 取引の関係者に、米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が含まれている

（※1）送金人・受取人、輸入者・輸出者、取引に関与する銀行、船会社・航空会社、荷受人、輸送船・航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）など

（※2）原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍など

OFAC 規制により資産凍結の措置が講じられた場合、OFAC による許可がない限り返還されません。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置き下さい。詳細は OFAC ホームページをご確認下さい。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pases/default.aspx>